

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（令和3年岩手県規則第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(環境性能割の課税免除を受けることのできる者)</p> <p>第89条 条例第98条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる自動車（法第145条第3号の自動車に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 道路運送車両法の規定による<u>自動車検査証の記載事項</u>の変更（当該自動車を譲渡した場合に限る。<u>以下この号において同じ。</u>）をした者若しくは返納をした者又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更をした者若しくは返納をした者</p> <p>(環境性能割に係る書類の様式等)</p> <p>第94条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第6項の自動車税環境性能割減免申請書には、条例第99条第2項に規定する書類のほか、被災自動車及び被災自動車に代わるものとして取得した自動車に係る<u>自動車検査証の写し</u>を添付しなければならない。</p> <p>(種別割に係る書類の様式等)</p> <p>第103条 [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>14 第12項の自動車税種別割軽減申請書には、条例第113条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第1号の自動車に係る<u>自動車検査証の写し</u></p>	<p>(環境性能割の課税免除を受けることのできる者)</p> <p>第89条 条例第98条第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる自動車（法第145条第3号の自動車に限る。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号に掲げる自動車以外の自動車 道路運送車両法の規定による<u>自動車検査証記録事項</u>（同法第58条第2項に規定する<u>自動車検査証記録事項</u>をいう。以下同じ。）の変更（当該自動車を譲渡した場合に限る。）をした者若しくは<u>自動車検査証</u>の返納をした者又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定による軽自動車届出済証の記載事項の変更（<u>当該自動車を譲渡した場合に限る。</u>）をした者若しくは返納をした者</p> <p>(環境性能割に係る書類の様式等)</p> <p>第94条 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第6項の自動車税環境性能割減免申請書には、条例第99条第2項に規定する書類のほか、被災自動車及び被災自動車に代わるものとして取得した自動車に係る<u>自動車検査証記録事項</u>が記載された<u>書面</u>を添付しなければならない。</p> <p>(種別割に係る書類の様式等)</p> <p>第103条 [略]</p> <p>2～13 [略]</p> <p>14 第12項の自動車税種別割軽減申請書には、条例第113条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第1号の自動車に係る<u>自動車検査証記録事項</u>が記載された<u>書面</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和5年1月1日から施行する。
- 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる自動

車検査証に係る自動車に対する岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第98条第1項の規定による環境性能割の課税免除の申請、同条例第99条第1項の規定による環境性能割の減免の申請又は同条例第113条第1項の規定による種別割の軽減の申請については、この規則による改正後の岩手県県税条例施行規則第89条第2号、第94条第8項又は第103条第14項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。